

告示

埼玉県告示第三百七十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和五年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

カインズスーパーモール川島（専門店棟）

埼玉県比企郡川島町大字上伊草字壁ヶ谷戸千二百七十五番地一外

ロ 変更の概要

荷さばき施設の位置及び面積

（変更前）位置 図面省略 面積 三一二平方メートル

（変更後）位置 図面省略 面積 二六四平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

（変更前）位置 図面省略 容量 二七立法メートル

（変更後）位置 図面省略 容量 二一立法メートル

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）専門店一 午前九時から翌午前零時

専門店二、三 午前九時から午後九時

（変更後）専門店一 午前九時から翌午前零時

専門店二、三、四 午前九時から午後九時

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

（変更前）荷さばき施設一、二 午前九時から午後四時

荷さばき施設三 午前八時から午前十時

（変更後）荷さばき施設一、三、四 午前九時から午後九時

荷さばき施設二 午前六時から午後十時

ハ 変更年月日

令和五年十一月十八日外

ニ 届出年月日

令和五年三月十七日

二 縦覧期間

令和五年三月三十一日から令和五年七月三十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和五年三月三十一日から令和五年七月三十一日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課